

緊急行動計画の終了に伴う
今後の大規模氾濫減災協議会のあり方
について

令和3年5月31日

土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会

今後の大規模氾濫減災協議会のあり方について

- 水防災意識社会の実現に向け、5ヶ年を目標とする緊急行動計画(減災に係る取組方針)が、令和2年度で終了。
- このため、令和3年度以降の大規模氾濫減災協議会のあり方について、流域治水プロジェクトと共にさらに推進していく。

1. 目標について

- 避難や水防対策については、引き続き大規模氾濫減災協議会で「**地域の取組方針**」を作成し取り組む。その上で、各取り組みを流域治水プロジェクトに位置付けることとする。
- 緊急行動計画に位置付けていたもので、令和2年度末までに未達成のものについては、未達成要因を分析したうえで、流域治水プロジェクトに位置付けることとする。

2. 大規模氾濫減災協議会の協議の対象について

- 今後の河川整備などの河川対策については、「流域治水協議会」において協議する。
- 令和3年度からは、**避難・水防対策**を中心に協議を行う。
※地域の取組方針からは、河川対策を除き避難・水防対策を中心に協議する。

大規模氾濫減災協議会の変更点の概要

1. 方針

「水防災意識社会の再構築」 ⇒ 「流域治水、防災・減災が主流となる社会」
(水防災意識社会の概念も含む)

※水防災意識社会の再構築を一步進める取組。

2. 目標

「緊急行動計画」 ⇒ 「流域治水プロジェクト」

※「地域の取組方針」を作成し、流域治水プロジェクトに位置付け。

3. 協議の対象

「避難・水防対策と危機管理型ハード対策等」 ⇒ 「避難・水防対策」

「緊急行動計画」の今後の展開について

- 水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組み等について「緊急行動計画」として取りまとめ着実に推進してきた。このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了の見込みとなったところ。
- 緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

水防法

河川法

流域に関する対策

水防災意識社会の再構築（大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会）

緊急行動計画 H28～R2（5か年） ※1

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

危機管理型ハード対策等

R2概ね完了見込み

※1
大規模氾濫減災協議会では、緊急行動計画に危機管理型ハード対策（河川法に係るもの）を位置づけ取り組んできたが、R2に概ね完了するため、R3以降は、避難・水防対策の更なる充実を図る。

※2
R3以降、大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策の更なる充実を図る。流域治水協議会は、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

R3以降

流域治水（流域治水協議会 国管理河川118協議会）

流域治水プロジェクト R3～

大規模氾濫減災協議会 ※2

地域の取組方針

避難・水防対策

土器川における水害に強いまちづくり検討会

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

流域治水協議会、幹事会

河川対策の検討

河川整備など

流域対策の検討

下水道、流出抑制、土地利用・住まい方の工夫、浸水拡大抑制、利水ダムの活用など

今後のスケジュール及びフォローアップ

